



島根県報

平成28年6月21日（火）

第2,811号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地処分（2件）	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2

【公 告】

しまねセキュリテイクラウド等構築運用保守業務に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	2
----------------------------------	-------------	---

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		6
--	--	---

【雑 報】

平成27年度島根県市町村職員共済組合決算	（市 町 村 課）	6
----------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年6月1日付けで県営土地改良事業に係る高津川地区添谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成28年6月1日付けで県営土地改良事業に係る高津川地区立河内工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成28年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第468号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町鱒淵3433-21（国有林）
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

しまねセキュリティアクラウド等構築運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成28年6月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
 - (1) 名称
しまねセキュリティアクラウド等構築運用保守業務の調達
 - (2) 仕様
しまねセキュリティアクラウド等構築運用保守業務に係る提案競技要求仕様書による。
-

(3) 期間

- ア しまねセキュリティクラウド等構築業務
契約の日から平成29年3月31日まで
- イ しまねセキュリティクラウド等運用保守業務
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。
 - (7) 目的
 - (イ) 企業体の名称
 - (ロ) 構成員の住所及び名称
 - (ハ) 代表者の名称
 - (ニ) 代表者の権限
 - (ホ) 構成員の出資の割合
 - (ヘ) 構成員の責任
 - (フ) 取引金融機関
 - (ク) 決算
 - (コ) 利益金の配当の割合
 - (ケ) 欠損金の負担の割合
 - (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
 - (リ) その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。
- エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成28年6月21日（火）から同年7月11日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）等島根県において定める入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 提案書提出書 1部
- (8) 提案書 6部
- (9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(6)までの書類については、平成28年7月12日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(7)から(9)までの書類については、平成28年8月1日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム管理グループ

電話 0852-22-5701、5566 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技説明会

提案競技説明会は、平成28年 6 月 28 日（火）午前10時より松江市内中原町52（島根県職員会館 1 階 健康教育室）にて開催する。

7 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、平成28年 7 月 5 日（火）午後 5 時までとする。
- (3) 提出先
5 の(3)に同じ。
- (4) 質問に対する回答は、平成28年 7 月 11 日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成28年 7 月 19 日（火）までに、郵送にて通知する。

9 選定方法

- (1) しまねセキュリティクラウド等構築運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
- (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (5) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容を別に定める評価基準に基づき評価する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項 1 号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第 1 項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A Virtual server system for Shimane Prefectural Government 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 1 August 2016
- (3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5701

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6 月21日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第28号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第52教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改める。

別表第71病院の項中「副院長 医長 部長」を「副院長 部長」に、「課長補佐」を「課長補佐 総務人事係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成27年度決算の要旨を公告する。

平成28年 6 月21日

島根県市町村職員共済組合 理事長 松 浦 正 敬

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	長期	厚生年 金保険	退職等 年金	経過的 長期	預託金 管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収 入	負担金	3,295,023	5,178,427	3,743,497	221,097	7,867			109,176	92,323				
	掛金・保険料	3,327,804	2,543,928	2,544,630	221,095					88,988				
	施設収入・商品売上										412,541			
	連合会交付金								37,317				292	
	利息及び配当金	310					18,060	16,102	434	150	65	443,936	5	131
	その他の収入	376,244							52		16,573	3,900	40,418	33,991
	他経理から繰入								20,214	5,000				
	前年度支払準備金	470,886												
計	7,470,276	7,722,355	6,288,127	442,192	7,867	18,060	16,102	167,193	186,461	429,179	447,836	40,715	34,122	
支 出	給 付	3,177,043												
	役 職 員 給 与								87,487	18,575	66,454	31,648	6,875	9,043
	旅費・事務費								8,342	2,398	1,273	5,440	1,166	2,713
	委託費・委託管理費								5,427	1,349	38,067	2,016		990
	商品仕入										16,569			
	飲食材料費										84,061			
	支払利息						18,060	16,102				312,775	34,146	
	連合会払込金	79,119											2,784	
	連合会拠出金	262,595												
	負担金払込金		5,178,427	3,743,497	221,097	7,867								
	掛金・保険料払込金		2,543,928	2,544,630	221,095									
	老人保健拠出金	36												
	退職者給付拠出金	117,799												
	前期高齢者納付金	1,609,153												
	後期高齢者支援金	1,150,739												
介護納付金	455,662													
他経理へ繰入	20,214										5,000			
その他の支出	3,381							70,315	144,104	287,284	12,256	1,908	8,671	
次年度支払準備金	479,259													
計	7,355,000	7,722,355	6,288,127	442,192	7,867	18,060	16,102	171,571	166,426	493,708	369,135	46,879	21,417	
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	115,276	0	0	0	0	0	0	0	△4,378	20,035	△64,529	78,701	△6,164	12,705

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分		短期	長期	厚生年 金保険	退職等 年金	経過的 長期	預託金 管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	1,148,896	2,175,636	817,577	56,882	1,016	57,234	86,337	197,134	298,094	260,787	3,844,609	34,260	206,939
	固定資産						1,403,000	1,220,000	955		2,192,832	25,556,807	1,305,565	100
	繰延資産										3,300			
資 産 合 計	1,148,896	2,175,636	817,577	56,882	1,016	1,460,234	1,306,337	198,089	298,094	2,456,919	29,401,416	1,339,825	207,039	
負	流動負債	307,126	2,175,636	817,577	56,882	1,016			13,438	19,983	26,856	26,805,751	637	69,947

債	固定負債	479,259					1,460,234	1,306,337	85,981	28,976	109,549	9,930	1,238,063	
	負債合計	786,385	2,175,636	817,577	56,882	1,016	1,460,234	1,306,337	99,419	48,959	136,405	26,815,681	1,238,700	69,947
純 資 産	資本剰余金										2,364,575			
	利益剰余金	362,511							98,670	249,135		2,585,735	101,125	137,092
	欠 損 金										44,061			
	純資産合計	362,511	0	0	0	0	0	0	98,670	249,135	2,300,514	2,585,735	101,125	137,092
負債・純資産 合 計		1,148,896	2,175,636	817,577	56,882	1,016	1,460,234	1,306,337	198,089	298,094	2,456,919	29,401,416	1,339,825	207,039